

○ 二 令
財 政
務 省
發 行
規 則
第 六 号
平 成 二 十 一 年
資 金 調 達 事 務 取 扱 規 則
告 示 第 四 百 二 号
二 十 一 年 十 一 月 二 十 五 日
件 一 条 第 五 五 条 第 十 一 項
告 示 第 二 十 二 年 二 月 九 日
次 の と お り 告 示 す る 。
四 百 二 号 に 平 成 十 一 年 に 基 づ き 、 大 藏 省 平 成
規 則 は 平 成 十 一 年 に 基 づ き 、 大 藏 省 平 成

國 庫 短 期 財 務 大 臣 藤 井 裕 久

二 一 の 法 發 号 名 称 及 び 記
條 律 行 使 そ 拠
項 及 の び 根 そ 拠

四 三 二 一
發 行 方 法 の 適 用 振 替 等 替 法
の 法 發 号 名 称 及 び 記

一 を 場 で 競 争 う 札 価 振 の 以 律 社 一 十 一 法 会 百 資 十 財
國 定 特 あ 争 入 。 へ 格 替 適 下 へ 平 成 二 十 一 年 法 會 百 資 十 財
債 め 別 つ 入 札 に 以 を 機 用 一 平 成 二 十 一 年 法 會 百 資 十 財
市 る 参 て 札 発 よ う へ 競 関 を 振 替 等 並 用 一 平 成 二 十 一 年 法 會 百 資
場 も 加 、 と 行 る 争 は 受 け 一 平 成 二 十 一 年 法 會 百 資 十 財
特 の 者 財 同 一 平 成 二 十 一 年 法 會 百 資 十 財
別 に ご 務 時 と 行 る 価 に 日 け 一 平 成 二 十 一 年 法 會 百 資 十 財
參 よ と 大 に い 一 平 成 二 十 一 年 法 會 百 資 十 財
加 る に 臣 行 う 一 平 成 二 十 一 年 法 會 百 資 十 財
者 発 応 が わ 一 平 成 二 十 一 年 法 會 百 資 十 財
・ 行 募 各 れ 及 一 札 わ す し 一 平 成 二 十 一 年 法 會 百 資
第 へ 限 国 る び 価 一 札 わ す し 一 平 成 二 十 一 年 法 會 百 資
I 以 度 債 入 価 格 と る そ 規 一 平 成 二 十 一 年 法 會 百 資
非 下 額 市 札 格 競 い 入 の 定 一 平 成 二 十 一 年 法 會 百 資

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募
振額最 替 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	低行争非者特国入価込 額入価・別債札格金 札格第参市発競金 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争の
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	二八三 千万兆 七四二 百千千 十四二 七百百 億円七 三千十 二千三 二百五 千百六 万円十	額億額 面二面 金千金 額万額 で円で 二三兆 一千七 百十八 二百八 億円一	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい

価格競争入札発行」という。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発						
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發						
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 金 額	還 期 限	入 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	債 別 債 札 格 第 參 市 發 競 加 場	格 行 行 競 價 格 日						
平 成 二 十 一 年 十 一 月 二 十 五 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に つ 。 そ が き の 百 円	額 面 金 額 と 、 し 、 と 、 、 、 業 業 業 業 に	額 還 期 を 償 は う 、 つ 。 そ が の 翌 營 業 日 に	償 入 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	當 た だ 成 し 、 と 、 二 百 年 、 一 月 、 二 月 、 五 日 に	十 七 面 七 五 厘 五 円 毛 以 上 九 九 九 ぞ 九	額 面 債 債 額 額 格 額 百 五 百 五 毛 以 上 九 九 九 ぞ 九	額 面 債 債 額 額 格 額 百 五 百 五 毛 以 上 九 九 九 ぞ 九	の の 錢 額 の 厘 円 に つ の 九 十 そ れ 九	額 の 債 債 額 額 格 額 百 五 百 五 毛 以 上 九 九 九 ぞ 九	の 記 載 又 は の 記 錄 は 、 に 最 低 も の と	す る 。 整 数 は の 記 錄 額 、 に よ る も の 金